

ご存じですか？

地域経済の活性化、区民福祉の向上へ

文京区公契約条例

が施行されました。

文京区と受注者の責務など必要事項を定め、

労働者の適正な労働環境の整備などを推進して、

公契約の適正な履行、公共工事や公共サービスの品質を確保

することを目的としています。

令和7年4月1日から
全面的に施行



条例により対象となる公契約には、**労働報酬下限額**が適用されます。

受注者は、労働者等に対し労働報酬下限額以上の報酬を支払うことなどの
約定事項について区と合意したうえで、公契約を締結しています。

原則として、次の公契約には、労働報酬下限額が適用されます。

- ・ 予定価格1億円以上の工事又は製造の請負契約
- ・ 予定価格1,000万円以上の工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、規則で定めるもの
- ・ 区と指定管理者が締結する公の施設の管理に関する協定（指定管理協定）

※令和7年4月1日以降に締結するものが対象

詳しくは文京区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b007/p007752.html>



お問い合わせ

文京区総務部契約管財課

TEL:03(5803)1338

FAX:03(5803)1336

文京区 公契約条例 🔍 検索





労働報酬下限額が適用される公契約には、いくつかの約定事項があります。詳しくは、区ホームページに掲載された「文京区公契約条例の手引き」などをご覧ください。

受注者の皆さま

約定事項をご確認ください！ (特に以下の事項に留意してください。)

✓ 労働関係法令の遵守

労働条件に関して、関係法令の規定を遵守してください。

✓ 労働条件に関する報告書の提出

労働条件に関する事項について、区に報告してください。
(報告様式は、区ホームページに掲載)

✓ 労働者等に対する周知

対象となる公契約に従事する労働者等には、次の事項を周知してください。

- ①労働報酬下限額
- ②労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
- ③労働報酬に係る受注者の連帯責任に関すること
- ④労働者等からの申出に関する事項及びその申出先
- ⑤申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

✓ 労働報酬下限額以上の報酬の支払い

- ・労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払ってください。(労働報酬下限額が適用される労働者等の範囲をご確認ください。)
- ・労働者等には、受注者に雇用される者だけでなく、下請事業者、再委託先等(以下「受注関係者」といいます。)に雇用される者も含まれますので、受注関係者も条例に定められた約定事項を遵守することとなるよう約定してください。
- ・受注者は、受注関係者が労働報酬下限額以上の報酬を支払わないときは、労働者等に対し、受注関係者と連帯して、その差額に相当する金額を支払う必要があります。

✓ 不利益な取扱いの禁止

労働者等から労働報酬が労働報酬下限額を下回るなどの申出を受けたときは、誠実に対応してください。申出をした労働者等に対し、そのことを理由として、不利益な取扱いをすることは禁止されています。

労働者等の皆さま

労働報酬下限額をご確認ください！

✓ 労働報酬下限額が適用される労働者等

- ・受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者
- ・受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの(いわゆる一人親方)

✓ 労働者等の申出

- ・労働報酬下限額が適用される労働者等は、支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者に申出することができます。
- ・申出をしたことを理由として、解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをすることは禁止されています。

※次に掲げる者は、労働報酬下限額が適用されません。

①同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人、②ボランティア、会社役員等の労働基準法第9条に規定する労働者ではない者、③最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限ります。)、④公契約に係る業務に直接従事しない者(本社等で間接的に従事する事務員、材料の製造に従事する者等)、⑤公契約に係る業務に従事した時間が極めて短い者(従事した時間が1か月当たり30分未満の者)、⑥工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者等)